

第3回門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会会議録

会議の名称	第3回門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会
開催日時	令和5年12月5日（火）午後3時から午後4時15分まで
開催場所	門真市役所本館2階 学校教育課会議室
出席者	鈴木委員、大倉委員、橘委員、船木委員及び小林委員 【事務局（教育総務課）】東谷課長補佐 寺原主査
議題	◎会議録の作成方法 ◎学校給食調理業務委託受託者の選定基準 ◎書類審査方法 ◎その他
担当部署	（担当課名）教育部 教育総務課 （電 話）06-6902-6413（直通）

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より第3回門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会を開会します。

はじめに、本委員会は委員7名中5名が出席しておりますので、本委員会が成立していることを報告いたします。

本日の審査委員会の開催の目的ですが、現在、門真市内の小学校4校において市職員の直営で調理業務を行っておりますが、今年度末に退職者が見込まれ、欠員となることが判明いたしました。このことにより、来年度以降の調理業務に支障をきたすことから、現在直営で運営している門真市立東小学校を来年度より民間に委託するための補正予算案を12月の市議会定例会に提出しております。公募から事業者の決定までの日程を考えますと、市議会の議決が得られ予算が確定しましたらすぐに、公募を行う予定としております。日程がかなりタイトとなりますので、市議会の議決前ではありますが、委員の皆様には、事前に審査方法、選定基準等を決定していただきたくお集まりいただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

開会に先立ちまして配布資料の確認をお願いします。

本日の配布資料は、

1. 次第
2. 資料1 門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会委員名簿
3. 資料2 同委員会席次表
4. 資料3 審議会等の会議の公開に関する指針
5. 資料4 門真市情報公開条例(抜粋)
6. 資料5 門真市学校給食調理業務受託者の選定基準(案)
7. 資料5-2 仕様書案
8. 資料5-3 審査評価個表
9. 資料6 門真市学校給食調理業務委託プロポーザル日程(案)
10. 参考資料としてプロポーザルの実施要領(案)

です。皆様お揃いでしょうか？

なお、本委員会につきましては、会議録作成のため録音させていただくことをご了承いただけますようよろしくお願いいたします。また、議事進行につきましては、前回から引き続き鈴木委員長をお願いしておりますので、鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

【鈴木委員長】

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まずは次第の案件1「会議録の作成方法」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料3)をお願いします。本選定委員会の会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」の2ページ目にあります第8条第2項に基づき、選定委員会終了後2週間以内に内容を簡潔にまとめた「議事の要旨」を公開するとともに、最終的に受託業者が決まった後に会議録を併せて公開いたします。また、会議録の作成につきましては、(資料4)「門真市情報公開条例」第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上で作成したいと存じます。以上でございます。

【鈴木委員長】

ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

【鈴木委員長】

それでは続いて、案件2「学校給食調理業務委託プロポーザル審査方法」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

学校給食調理業務委託プロポーザル審査方法ですが、従来の審査方法は事業者が提出する提案書及び事業者によるプレゼンテーション審査で行っていましたが、今回は公募から給食調理業務開始日まで時間がないうえ、学校長も年度末にかけて多忙となりプレゼンテーション日を設けることが難しいため、提案書のみ審査をとさせていただきたいと思っております。

【鈴木委員長】

ただいま、事務局より今回の審査委員会の審査方法について提案がありましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

【委員】

書類審査でも公平な審査と言えるか？

【事務局】

契約グループに確認したところ、書類審査でも問題はないとのことでした。

【委員】

募集から調理業務委託開始まで、非常にタイトであり準備期間が短い。給食開始まできちんと業者が準備できるか、おおいに疑問がある。

【委員】

募集時に何か要件を設けることができないか。

【事務局】

今この場ではお答えできませんので、契約グループに確認してから市教委内部で検討します。検討結果については、後日メールにて委員各位に通知します。（後日、検討結果を踏まえた実施要領を作成し、委員全員に検討結果について説明し、了承を得ました）

【鈴木委員長】

それでは続いて、案件3「学校給食調業務委託受託者の選定基準」に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

【事務局】

それでは、選定基準について説明いたします。「学校給食調業務委託受託者の選定基準」についてお手元（資料5）「学校給食調業務委託受託者の選定基準（案）」をご覧ください。

まず、はじめに今回の給食調理業務を委託する施設は資料に記載のとおり、門真市立東小小学校です。契約期間は3年間としております。

それでは、審査項目について説明いたします。

こちらに記載の審査項目については、今後事業者から提出された提案書に対し評価・採点を行うにあたり、評価項目及び評価の視点・配点を想定したものであります。

本日の審査委員会はこの審査項目、評価視点、配点が妥当かどうかを議論いただき、最終的に決定することを目的としておりますので、その観点をご覧ください。審査項目については、10月27日に行われましたプレゼンテーション審査から変更はございませんので、簡単な説明とさせていただきます。

まず「①業務実施・管理体制」は、今回の業務委託の根幹に関わるものであり、調理業務に従事する調理員の配置について評価するものです。

評価の視点としましては、配置する従事者が学校給食施設での経験を有する者、また、栄養士や調理師の資格を有する者の具体的な配置計画があるか。従事者への伝達体制の取り組み、そして業務責任者・副責任者の育成計画があるかの三点です。

業務仕様書においても調理従事者のうち1名を業務遂行上の責任者とし、学校との連絡調整の任に当たること、

また、調理従事者のうち2名を業務副責任者とする、業務責任者、副責任者については社員とすること、加えて、調理業務に従事する者として学校給食施設での経験を有し、栄養士または調理師の資格を有する者を3名以上、そのうち2名以上は3年以上の経験を有

すること、さらには、栄養士の資格を有する者と調理師の資格を有する者を必ず1名以上従事させることなどを規定する予定です。

調理業務にあたっての責任体制をはじめ、従事する者のスキルや資格を満たしている人員を配置できているかを評価し確実な業務実施を担保するという視点での評価項目となっております。配点は15点満点です。

次に「②補充体制」は、平常時での業務体制とは別に、従事者の急な休暇等により通常の人員に不足が生じ、調理業務に支障が生じる可能性がある場合の代替体制、また、できるだけ長期に渡って業務に従事することが安定的な給食の提供につながることから就労定着を図るための取り組みとその具体的な効果・実績について評価するものです。

現状でも調理員の体調不良等により突発的な休暇が発生する場合もあり、それに対して柔軟な対応がとられているものの、業者によっては人員不足によりギリギリで回しているところもあるなど、安定的な給食の提供に支障を及ぼしかねないケースもまれに見受けられます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルスの様に一人が罹患すると周囲に影響を及ぼす危険性があるものに対し、仮に調理員の中で蔓延し、大きく人手不足が生じた場合の対応方法についても事業者からの提案内容でしっかりと担保しておく必要があると考えております。

さらに現場からの声においても、責任者や調理員が産休や退職があったときに、代替人員の配置が遅れ、長期的な欠員が発生する事例も聞いております。

このことから、今回の審査ではこの項目について特に重要視したいと考え、配点は40点満点としています。

次に「③衛生管理」は、日頃から研修等による従事者へ異物混入やアレルギー事故及び食中毒予防の具体的な対策、門真市の衛生管理マニュアル等の周知徹底をどのように実施するか、従事者の健康管理や出勤管理体制がどれだけ整っているか、また巡回指導で現場の状況を把握してどのように質の向上に努めているかが主な視点です。配点は30点満点です。

次に「④危機管理」は、食中毒等の事故や災害が起こった際にどのように対応するかについて評価するものです。非常事態への予防、対応及び災害発生時における本市への協力体制についても対象としています。

配点は20点満点です。

次に「⑤受託コスト」は、業者の提案価格について事前に定めたルールに則り算出するものです。

受託コスト＝

$$\frac{(\text{上限価格合計} - \text{提案価格合計})}{(\text{上限価格合計} - \text{最低制限価格合計})} \times 5 \text{点}$$
の計算式で算出し小数第1位を四捨五入するもので、仮に上限価格が100万円で最低制限価格が80万円とした場合に、80万円で業者が提案した場合には満点の5点となり、90万円では3点、100万円では0点となります。配点は5点満点です。

次に「⑥自己資本比率」は、企業の経営が安定しているか確認するためのもので、

(自己資本÷総資本×100)

の計算式で算出し、自己資本は企業の資本で、それを総資本つまり自己資本と負債で除したものに100乗じたものが自己資本比率で、自己資本比率が高いほど数値は高く自己資本比率が45%以上である場合を5点とし、段階的に1点ずつ減少し10%未満を0点とするものです。

次に「⑦決算状況」は、企業の経営状況を判断するもので、経常利益とは臨時的な収入や支出を除いて算出し、黒字期間が直近5年間の場合を5点とし、段階的に1点ずつ減少し、1年未満の場合を0点とするものです。

次に、採点方法につきましては、「①業務実施・管理体制」から「④危機管理」については委員長及び委員各105点満点とし、第2項のアの表のとおりAからEまで5段階の評価を行い、それぞれの評価に応じた係数を乗じ、その結果を評価点とし、その取りまとめ(平均点の算出等)を教育総務課が行います。

続いて⑤受託コストから⑦決算状況については記載しているルールに則って教育総務課にて算出します。

最後に現在調理業務を実施している業者については最大5点の加点または減点を行います。これは契約段階で仕様を満たしていても、その後の業務実施中に人員不足等で仕様を満たせなくなった業者へのペナルティのみでなく、優良業者に引き続き門真市で実施してもらうためのものでもあります。評価方法については、当該審査委員会と同様の①業務実施・管理体制と②補充体制の項目について、教育総務課にて決定します。具体的な加点減点方法につきましては、3ページに記しています。内容については先日のプロポーザルと同一のものとしております。

①業務実施・管理体制の評価基準の1つめの評価視点として、「学校給食施設での経験を有する者や栄養士・調理士の資格を有する者の具体的な配置計画」がありますが、こちらについては仕様を満たしているか業者に定期的に提出させている従事者報告書の内容に基づき点数を算出しています。令和4年度各学期当初と令和5年度の4月の報告書を見て4月分とも仕様を満たしていればプラス3点、3月分満たしていればプラス1点。2月分満たしていればプラスマイナスなし。1月のみ満たしている場合、マイナス1点。1月分も満たしていなければマイナス3点とします。2つめの評価視点として「従事者への迅速な指示・伝達体制の取り組み」がありますが、こちらについては令和4年度8・9月から令和5年度7月の間で従事者報告書やこちらもまた定期的に提出させている検便等の提出漏れがないかに基づき算出しています。提出漏れがなければプラス2点、1件でもあれば、必要な書類等を準備する体制に疑問があるものとし、マイナス1点、2件以上あればマイナス2点とします。業務責任者・副責任者の育成計画については、書類の提出を求めているため評価の対象としません。②補充体制については、従事者報告書の記載内容をもとに勘案し、①業務実施・管理体制の1つめの評価視点の点数を準用しています。

以上が今回の事務局で検討いたしました評価項目、評価視点、並びにそれぞれの配点の案です。説明冒頭に申し上げました通り、今後事業者からの提案を受け付け、評価していくにあたり、この内容で妥当かどうかを委員の皆様でご議論いただきたいと思いますのでよろ

しくお願いいたします。

【鈴木委員長】

それでは、ただいま事務局から説明のありました「評価項目、評価視点ならびにそれぞれの配点」について何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

【委員】

既存業者の加点減点の点数は前回審査のときと同一か？

【事務局】

同一になります。

【鈴木委員長】

ご意見も出尽くしたようですので、このあたりで「評価項目、評価視点ならびにそれぞれの配点」について決定したいと思います。

説明のありました事務局案に皆様からいただきましたご意見を反映した形で決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【鈴木委員長】

ありがとうございました。それでは「評価項目、評価視点ならびにそれぞれの配点」につきましてはそのように決定いたします。

次に案件4「書類審査方法」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

今回のプロポーザル審査委員会については、業者からの提出書類に基づいて審査を行っていただきます。審査書類提出締め切りを令和6年1月24日(水)を予定しており、それから各委員の方々へ書類をお持ちして、審査をお願いします。審査日の締め切りを2月5日(月)までとしますので、各委員はそれまでに連絡便かメールにて審査結果をご送付ください。

最後に、すべての事業者の評価結果が出たのちの業者選定方法についてご説明いたします。

評価の結果、最高評価点を得た事業者を優先交渉権者とし、教育委員会と仕様書等について協議の上、教育委員会の決定を受けることにより本受託事業者となります。もし、最高評価点を得た事業者が辞退した場合は、次順位の者と交渉していく予定です。

【鈴木委員長】

ただいま事務局から説明のありました「書類審査」について何かご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

(異議なしの声あり)

【鈴木委員長】

ありがとうございました。それでは「書類審査方法」につきましてはこのように進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に「その他」として事務局から何かありますか。

【事務局】

その他といたしまして、今後の概ねのスケジュールについて資料6をご覧ください。

本日の審査委員会で「評価項目、評価視点ならびにそれぞれの配点」を決定いただきましたので、それらを実施要領及び仕様書に反映し、令和5年12月18日（月）より募集を開始します。

その他については以上です。

【鈴木委員長】

それでは、これもちまして、第3回門真市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員会を閉会します。皆様長時間に渡りお疲れ様でした。